

◎たきのうえ交流センター「ぴあ」使用料

(円)

室名	時間区分	午前	午後	夜間
		9時～13時	13時～18時	18時～22時
交流ホール		880	1,100	880

備考

- 1 使用時間が時間区分で示す時間に満たない場合であっても、当該使用時間区分の使用料とする。ただし、使用時間が時間区分を超える場合は、その超えた時間数(1時間を単位とし、30分未満は切り捨てる。)に応じた額を加えて算定する。
- 2 団体等が1箇月の期間に同室区分を同時間区分で定期的に使用する場合は、前項で算定した使用料に3を乗じて得た額を1箇月分の使用料とすることができる。
- 3 使用者が営利を目的とする場合は、使用料に3を乗じて得た額の料金を徴収する。
- 4 高校生又は18歳以下の者が使用する場合は、使用料を徴収しない。
- 5 交流センター備付物件の館外貸出は行なわない。